(別紙2)

新潟大学災害・復興科学研究所共同研究費の取扱いについて

1. 所要経費の取扱

- (1) 本研究所における共同研究費は、調査・研究旅費や共同研究に使用される消耗 品等の購入に充てられる費用となります。
- (2) 共同研究に必要な経費(旅費と消耗品費等の合計)は、予算の範囲内において本研究所で支出します。
- (3) 共同研究に必要な旅費は、新潟大学旅費規程に基づき、予算の範囲内において 本研究所で精算払(銀行振込)とします。 なお、本学での宿泊については、本学の非常勤講師等宿泊施設(有朋会館又は

康楽会館)を可能な限り斡旋いたします。(但し、宿泊料は実費支給となります。)

2. 支出できる範囲

(1) 旅費・滞在費

- ① 原則として調査・研究旅費に限ります。 研究計画には、共同研究の研究成果報告会の出席に係る経費を計上して下さい。
- ② 外国旅費は支給いたしません。
- ③ 研究代表者、研究分担者以外の旅費は原則として支出することはできません。
- ④ 旅行日程等が決まりましたら、ホームページから旅行依頼書をダウンロード し、必要事項を記入の上、E-mail 等で事務室までお送り下さい。
- ⑤ 事務処理簡素化のため、出張依頼書は原則として送付いたしません。 (必要な場合は事前にご連絡願います。)

(2) 消耗品費等

- ① 消耗品等の購入は本研究所対応教員により、本研究所で購入し、本研究所において共同研究に使用するものに限ります。(消耗品等の内容は、本学の規程に従います。)
- ② 投稿料・別刷印刷費 共同研究によるサポートを受けた旨を明記したものに限り別刷代・投稿料も支 出可能です。(但し、年度内に納品できるものに限ります。)
- (3) 次の項目には支出できません。
 - ① 各所属機関で整備すべき設備・備品(事務机、椅子、本棚、実験台等)

- ② 事務用品、汎用的な事務機器 (パソコン、プリンタ、デジタルカメラ等)
- ③ (1)及び(2)以外の施設借上や謝金等の経費

3. その他

- (1) 経費を使用する際は、予め本研究所対応教員とご相談の上、計画的に執行して下さい。
- (2) 旅費は、出張者個人の銀行口座に直接振り込みます。予め銀行口座を登録する 必要がありますので、ホームページから口座振込申出書をダウンロードし、必要 事項を記入の上、E-mail 等で事務室までお送り下さい。
- (3) ご不明の点等ございましたら、本研究所対応教員か事務室までお問い合わせ下さい。
 - ※ 〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地 新潟大学災害・復興科学研究所事務室 電話: (025)262-7051、FAX (025)262-7050

E-mail: nhdr_office@gs.niigata-u.ac.jp